

赤塚税務会計事務所通信

年末調整と確定申告

～所得税の確定方式～

10/1より事務所を移転し、新事務所をOPENしました（ご案内は裏面もご参照ください）。これからも一層皆様のお役に立てますよう精進してまいります。

さて、今回は所得税の確定方式についてです。年末調整と確定申告はどう違うのかを簡単にご説明いたします。

給与所得者の所得税確定方式

日本の所得税は、申告納税方式を採用しているため、自ら所得金額及び所得税額を計算し、税務署に申告・納税することが原則です。しかしながら、毎年、確定申告書を税務署に提出している方はむしろ少数派でしょう。

なぜ、確定申告をしている方が少数派なのかというと、所得を得ている方の多くは給与所得者（会社などから給料をもらっている人）であり、給与所得者が会社で年末調整を受けた場合は、原則、確定申告は不要となるためです。

つまり、本来、所得者本人が計算すべき所得金額及び所得税額を会社が給与所得者に代わって計算してあげているのです。

年末調整の意義

会社では、毎月給与計算時に従業員から提出された扶養控除申告書をもとに扶養親族数を加味して源泉所得税を計算し天引き徴収します。この源泉所得税は、毎月その給与額で年間を通して支払えば、概ね1年間の所得税と一致するという仮定の下に計算されます。毎月の給与は必ずしも一定で

ないことや、年の途中で婚姻や出産等により扶養親族数が変わることもあります。そうすると毎月給与から天引きされた源泉所得税の合計額と給与所得者の年間の正しい所得税額は一致しない場合があります。この所得税の精算事務が年末調整です。

年末調整の際には、従業員が会社に必要書類を提出することで、生命保険料控除、社会保険料控除、配偶者（特別）控除、扶養控除、住宅借入金等特別控除等を受けることができます。ただし、医療費控除、寄付金控除、雑損控除等は年末調整では控除することができませんので、このような控除を受ける場合には確定申告が必要となります。

R2年分の改正事項

今年の年末調整では基礎控除額の変更や給与所得控除額の変更、ひとり親控除の創設などの変更点があります。これらの変更に伴って年末調整時に従業員から提出してもらった書類にも変更がありますのでご留意ください。

～裏面に続きます～。

【事務所移転のご案内】

新事務所は下記の通りです。



☺ 短い秋を楽しみましょう ☀

だいぶ暑さもやわらぎ窓を開けていると虫の鳴き声が聞こえます。布団も少し厚手の物を出しました。運動をするにはとても良い時期です。涼しくなってきたのでウォーキングなどいかがでしょうか。私も3ヶ月位前から始めています。ここ最近、少しさぼってしまっていたのでまた始めようと思います。皆様も何か始めてみませんか。あっという間に寒い冬がやってきます。寒さで外に出たくなる前に短い秋を満喫しましょう(*^_^*)



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803 FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！